



島根県報

令和3年8月31日（火）

号外第94号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第558号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ 2251番7地先から同イ 2255番2地先まで	前	メートル 4.65～ 23.84	メートル 302.48	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	13.08～ 45.36	302.48		

島根県告示第559号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	跡市川平停車場線	江津市川平町平田口583番1地先から同地先まで	メートル 20.20	令和3年 8月31日	浜田県土整備事務所	